

皆さまに安全で良質な水道水をお届けするために…

## 『水質検査計画』を策定しました

水質検査計画とは、安全で良質な水道水を供給するため水道事業者に義務づけられた水質検査に関する計画のことをいいます。

### ■草加市の水質検査計画のあらまし

草加市水道部では、皆さまが毎日安心して使うことのできる水道水をお届けするため、「平成19年度 草加市水道事業水質検査計画」を策定しました。この水質検査計画の中には、水道水の安全性を確保するために必要となる水質検査の「項目」や「検査地点」、「検査頻度」などが記載されています。これらの検査内容を公表することにより、水質検査がどのように行われているのかを皆さまに確認していただくことができ、検査内容の適正化や透明性の確保にもつながることになります。

#### 1 水質検査の必要性について

皆さまのご家庭にお届けする水道水が、水道法で定める水質基準に適合した安全で良質な水であることを確認するため、定期的な水質検査を行う必要があります。

#### 2 水質検査項目について

- (1) 1日1回以上行う検査項目（「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目）※1
- (2) 水質基準項目（「一般細菌」や「大腸菌」など50項目）※2
- (3) 水質管理目標設定項目（水質基準項目を補完する26項目及び農薬類30項目）※3
- (4) 任意に設定した検査項目（汚染の尺度、浄水工程管理のための2項目）※4

#### 3 検査地点について

市内5か所の浄配水場検査地点と、これら浄配水場の給水区域ごとに定めた給水検査地点などで採水して検査を行います。※5

#### 4 検査の頻度について

毎日1回以上行うものから年1回程度行うものまで、検査項目や検査地点により検査頻度が設定されています。※1～※4

#### 5 水質検査計画の公表について

水質検査計画は、年度ごとに策定し、草加市水道部のホームページや草加市発行の広報紙などに掲載し公表します。

|         |                   |         |
|---------|-------------------|---------|
| ※1 「表」3 | 1日1回以上行う検査地点と検査項目 | 4ページに掲載 |
| ※2 「表」4 | 水質基準項目と検査頻度       | 3ページに掲載 |
| ※3 「表」5 | 水質管理目標設定項目と検査頻度   | 4ページに掲載 |
| ※4 「表」6 | 農薬類の検査項目と検査頻度     | 4ページに掲載 |
| ※5 「表」7 | 任意に設定した検査項目と検査頻度  | 4ページに掲載 |
| ※6 「図」3 | 浄配水場の給水区域と水質検査地点  | 4ページに掲載 |



新栄配水場

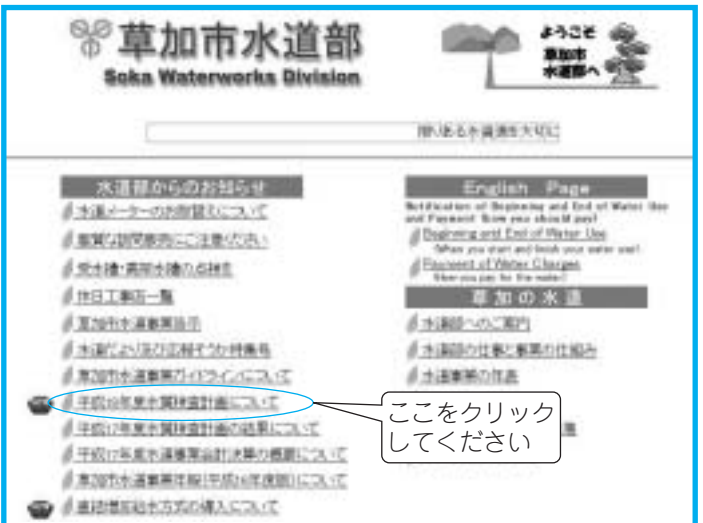
草加市水道部のホームページ（<http://www.soka-waterworks.jp>）を開いてください。図1の画面が表示されますので、「水道部からのお知らせ」の中の「平成19年度水質検査計画について」をクリックしてください。図2の水質検査計画についての項目をクリックすると各内容をご覧になることができます。

図2



ご覧になりたい項目をクリックしてください

図1



草加市水道部ホームページからも「平成19年度 草加市水道事業水質検査計画」をご覧になることができます

# 平成19年度 草加市水道事業水質検査計画



草加市水道部では皆さまに安全で良質な水道水をお届けするため、水質検査を定期的・計画的に実施しています。平成19年度も水道法施行規則に基づき、水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。今後も水質検査内容の透明性を高め、適正な水質検査を実施してまいります。

## 水質検査計画の内容

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 これまでの水質状況
- 4 水質の検査項目、検査地点、検査頻度
- 5 水質検査の方法
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### 1 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要な項目について、水質基準に適合しているか否かの確認を行い、より安全で良質な水道水を皆さまにお届けするため、検査回数を減らすことのできる項目や省略できる項目についても省略せずに実施します。
- (2) 水質検査は、水源の種類、検査項目、これまでの検査結果を判断材料に、検査の頻度、内容を定め、新たに得られた検査結果は速やかに浄水処理等に反映させます。
- (3) 草加の水道は、県営水道の受水比率が8割以上と高いため、検

査結果が有効活用できるよう埼玉県との連携を深めてまいります。

### 2 水道事業の概要

- 草加の水道は、吉町、中根、旭、谷塚の4浄水場及び新栄配水場の計5浄配水場から皆さまに水道水を供給しています。  
給水人口は平成17年度実績で23万8,182人、年間総配水量は2,838万5,991㎥です。
- (1) **給水区域**  
浄配水場の給水区域は図―3のとおりです（4ページに掲載）。
  - (2) **水源**  
水道の水源は、地下水（深井戸）と県水（埼玉県営水道）があります（表―1）。
  - (3) **浄配水場の浄水処理方法及び能力**  
地下水（深井戸）については、急速ろ過処理（除鉄・除マンガニ処理）による方法で、県営水道については、県営の浄水場で凝集沈殿・急速ろ過処理による方法で浄水処理を行っています。市内浄配水場の配水能力などについては表―1のとおりです。

### 3 これまでの水質状況

- (1) **給水検査地点の水質状況**  
給水検査地点の水質は、検査結果から水質基準を満たしており、年間を通じて良好に推移しています。
- (2) **浄配水場の水質状況**  
浄配水場の水質は、検査結果から水質基準を満たしており、良好で安全な水質であることが確認されています。
- (3) **県営水道と地下水の水質状況**  
ア 県営水道  
過去には県内の一部地域で藻類の繁殖によりカビ臭が発生した事例がありました。が、県営水道と県営水道受水団体の連携により、活性炭の投入等速やかな対応を実施した結果、良好で安全な水質が確認されています。

なお、平成17年度においては、2,395万7,670㎥を受水しました。

イ 地下水

吉町、中根、旭、谷塚の各浄水場場内と、市内各所の深井戸（合計17本）を稼働し、各浄水場の配水池で県水と混合して配水しています。年間を通じて良好で安全な水質であることが確認されています。

なお、平成17年度においては年間総配水量のうち、県水が84・4パーセント、地下水が15・6パーセントの割合になりました。

### (4) 水質に関する苦情・相談の状況

平成17年度において、水質に関する表―2のような苦情・相談が寄せられました。安心して水道水をご使用いただくため、皆さまからの疑問・ご相談には誠実に対応してまいります。

### 4 水質の検査項目、検査地点、検査頻度

- (1) **検査項目（表―3～7）**  
ア 1日1回以上行う検査項目（「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目）  
イ 水質基準項目（「一般細菌」や「大腸菌」等50項目）  
ウ 水質管理目標設定項目（水質基準項目を補完する26項目及び農薬類30項目）  
エ 任意に設定した項目（汚染の尺度、浄水工程管理のための2項目）
- (2) **検査地点（図―3）**  
浄配水場の給水区域ごとの給水検査地点（5地点、浄配水場（5地点、深井戸（17地点）とします。なお、1日1回以上行う検査項目の検査地点は、給水検査地点及び浄配水場の10地点です。
- (3) **検査頻度（表―4～7）**  
給水検査地点の検査頻度は項目別に定められ、給水栓での採水を原則としています。また、水質基準項目のうち、水道法施行規則において検査回数を減らしてもよい項目が示されていますが、草加市では水道水の安全を確保するため、検査回数を減らしたり省略を行わず水質検査を行います。検査頻度の詳細は表―4～7のとおりです。また、検査結果に異常があった場合は臨時の水質検査を行います。

### 5 水質検査の方法

- (1) 水質検査計画に基づく水質検査は、自動測定機器による検査及び厚生労働省登録の検査機関に委託し実施します。
- (2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、厚生労働省が定めた方法等により実施します。

表－ 1 草加市内の浄配水場

| 浄配水場                    | 吉町浄水場                      | 中根浄水場            | 旭 浄 水 場          | 谷塚浄水場            | 新栄配水場                         |
|-------------------------|----------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 供用開始年月                  | 昭和44年11月                   | 昭和46年5月          | 昭和38年8月          | 昭和44年2月          | 昭和55年4月                       |
| 配水能力／日                  | 2万8,000㎡                   | 2万6,300㎡         | 4,300㎡           | 6,800㎡           | 4万㎡                           |
| 水源<br>地下水（深井戸）<br>県営水道* | 3本<br>庄和浄水場系               | 6本<br>庄和浄水場系     | 4本<br>庄和浄水場系     | 4本<br>庄和浄水場系     | —<br>大久保浄水場系<br>新三郷浄水場系       |
| ろ過能力／日                  | 3,000㎡<br>ろ水機×4基           | 5,000㎡<br>ろ水機×4基 | 6,000㎡<br>ろ水機×2基 | 3,500㎡<br>ろ水機×3基 | —                             |
| 受電設備                    | 6,600V<br>2系統受電            | 6,600V<br>2系統受電  | 6,600V<br>2系統受電  | 6,600V<br>2系統受電  | 6,600V<br>2系統受電               |
| 自家発設備                   | 200V<br>ディーゼル<br>エンジン発電機1基 | —                | —                | —                | 6,600V<br>ガスタービン<br>エンジン発電機1基 |

\*県営水道 庄和浄水場（利根川水系江戸川）、大久保浄水場（荒川水系荒川）、新三郷浄水場（利根川水系江戸川）

表－ 2 水質に関する苦情・相談の状況（平成17年度）

| 主な苦情内容           | 件数  | 主な原因（参考）                                                                                                                                     |
|------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水道水の消毒臭が<br>気になる | 2件  | 調査をすると異常がないことがほとんどです。水道水には安全のために消毒成分が含まれており、水温が上昇する夏季等では消毒成分が気化して、特に消毒臭が気になることがあります。                                                         |
| 異臭がする            | 3件  | 新築のお宅で新設配管等の臭いが水に移ることがあります。しばらく蛇口から水を流すことでほとんど気にならなくなります。                                                                                    |
| 蛇口から<br>異物がでる    | 10件 | 老朽化した水道管や、宅内の配管・ゴムパッキン等から発生することがあります。道路に埋設した水道管が原因の場合は水道部で対応いたしますが、宅地内の埋設管、宅内配管等が原因の場合は所有者による対応となります。このような現象が見られた際には水道部までご相談下さい。             |
| 赤い水がでる           | 10件 | 古い宅内の配管は鋼管が使われていることがあり、内面に付着したサビ等が原因で発生することがあります。朝一番の水や、しばらく使っていなかった蛇口等で見られることがあります。このような現象が見られた際、宅内配管が原因の場合は所有者による対応となり、早めの配管の交換をおすすめしています。 |

\*その他10件が寄せられています。

表－ 4 水質基準項目と検査頻度

| 番号 | 水 質 基 準 項 目      |             |                   | 水 質 基 準                | 検査頻度（回／年）   |             |             |
|----|------------------|-------------|-------------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|    |                  |             |                   |                        | 給水検査<br>5地点 | 浄配水場<br>5地点 | 深井戸<br>17地点 |
| 1  | 健康に関する項目         | 病原生物        | 一般細菌              | 100個／ <i>ml</i> 以下     | 12          | 12          | 3           |
| 2  |                  |             | 大腸菌               | 検出されないこと               | 12          | 12          | 3           |
| 3  |                  | 無機物／<br>重金属 | カドミウム及びその化合物      | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 4  |                  |             | 水銀及びその化合物         | 0.0005mg／ <i>ℓ</i> 以下  | 4           | 2           | 1           |
| 5  |                  |             | セレン及びその化合物        | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 6  |                  |             | 鉛及びその化合物          | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 7  |                  |             | ヒ素及びその化合物         | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 8  |                  |             | 六価クロム化合物          | 0.05mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 9  |                  |             | シアン化物イオン及び塩化シアン   | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 10 |                  |             | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     | 10mg／ <i>ℓ</i> 以下      | 12          | 12          | 3           |
| 11 |                  |             | フッ素及びその化合物        | 0.8mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 12 |                  |             | ホウ素及びその化合物        | 1mg／ <i>ℓ</i> 以下       | 4           | 2           | 1           |
| 13 |                  | 一般有機物       | 四塩化炭素             | 0.002mg／ <i>ℓ</i> 以下   | 4           | 2           | 1           |
| 14 |                  |             | 1, 4－ジオキサン        | 0.05mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 15 |                  |             | 1, 1－ジクロロエチレン     | 0.02mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 16 |                  |             | シス－1, 2－ジクロロエチレン  | 0.04mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 17 |                  |             | ジクロロメタン           | 0.02mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 18 |                  |             | テトラクロロエチレン        | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 19 |                  |             | ベンゼン              | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 21 |                  | 消毒副生成物      | クロロ酢酸             | 0.02mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 22 |                  |             | クロロホルム            | 0.06mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 23 |                  |             | ジクロロ酢酸            | 0.04mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 24 |                  |             | ジブロモクロロメタン        | 0.1mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | — *         |
| 25 |                  |             | 臭素酸               | 0.01mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 26 |                  |             | 総トリハロメタン          | 0.1mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | — *         |
| 27 |                  |             | トリクロロ酢酸           | 0.2mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | — *         |
| 28 |                  |             | ブロモジクロロメタン        | 0.03mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 29 |                  |             | ブロモホルム            | 0.09mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 30 |                  |             | ホルムアルデヒド          | 0.08mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | — *         |
| 31 | 水道水が有すべき性状に関する項目 | 着色          | 亜鉛及びその化合物         | 1mg／ <i>ℓ</i> 以下       | 4           | 2           | 1           |
| 32 |                  |             | アルミニウム及びその化合物     | 0.2mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 33 |                  |             | 鉄及びその化合物          | 0.3mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 34 |                  |             | 銅及びその化合物          | 1mg／ <i>ℓ</i> 以下       | 4           | 2           | 1           |
| 35 |                  | 味<br>着色     | ナトリウム及びその化合物      | 200mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 36 |                  |             | マンガン及びその化合物       | 0.05mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 37 |                  | 味           | 塩化物イオン            | 200mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 12          | 12          | 3           |
| 38 |                  |             | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 39 |                  |             | 蒸発残留物             | 500mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 40 |                  | 発泡          | 陰イオン界面活性剤         | 0.2mg／ <i>ℓ</i> 以下     | 4           | 2           | 1           |
| 41 |                  | カビ<br>臭     | ジェオスミン            | 0.00001mg／ <i>ℓ</i> 以下 | 4           | 2           | 1           |
| 42 |                  |             | 2－メチルイソボルネオール     | 0.00001mg／ <i>ℓ</i> 以下 | 4           | 2           | 1           |
| 43 |                  | 発泡          | 非イオン界面活性剤         | 0.02mg／ <i>ℓ</i> 以下    | 4           | 2           | 1           |
| 44 |                  | 臭気          | フェノール類            | 0.005mg／ <i>ℓ</i> 以下   | 4           | 2           | 1           |
| 45 |                  | 基礎的性状       | 有機物（TOCの量）        | 5mg／ <i>ℓ</i> 以下       | 12          | 12          | 3           |
| 46 |                  |             | pH値               | 5.8以上8.6以下             | 12          | 12          | 3           |
| 47 |                  |             | 味                 | 異常でないこと                | 12          | 12          | —           |
| 48 |                  |             | 臭気                | 異常でないこと                | 12          | 12          | 3           |
| 49 |                  |             | 色度                | 5度以下                   | 12          | 12          | 3           |
| 50 |                  |             | 濁度                | 2度以下                   | 12          | 12          | 3           |

備考 表中の単位mg／*ℓ* は、1リットルあたりに含まれる質量をミリグラムで表します。  
\*印 消毒副生成物であり、消毒剤添加前のため省略します。

6 臨時の水質検査に関する事項

次のような事態が発生し、浄水処理で対応できず、給水地点の水質が水質基準を満たさないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行うとともに取水停止や浄水処理の変更を行います。

- (1) 地下水の水質が著しく悪化したとき
- (2) 地下水に異常があったとき
- (3) 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度、年度開始前に策定し、草加市水道部のホームページに掲載するとともに、市の広報紙でお知らせします。また、水質検査計画に基づいて実施した検査結果については、基準値との適合性を評価したうえで、草加市水道部のホームページ及び水道部発行の広報紙「水道だより」において公表します。さらに、年間の結果をまとめたものを水道事業年報に掲載します。

8 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

- (1) 水質検査結果の評価に関する事項
- 検査結果を評価し、水質基準を満たさないおそれがあるときは直

ちに原因究明を行って対応します。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

検査結果の評価及び皆さまのご意見に基づき、毎年見直しを行います。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

委託検査を行う機関は、公正な第三者機関による外部精度管理を受け、適切な内部精度管理を行います。

(4) 関係者との連携に関する事項

水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故等が発生もしくは発生のおそれがある場合は、必要に応じて国及び県の関係機関、近隣自治体及び水質検査受託機関等と連携し、適切に対応します。

表－５ 水質管理目標設定項目と検査頻度

| 番号 | 水 質 管 理 目 標 設 定 項 目 | 目 標 値               | 検査頻度<br>(回／年)   |
|----|---------------------|---------------------|-----------------|
|    |                     |                     | 給水検査地点<br>5地点   |
| 1  | アンチモン及びその化合物        | 0.015mg／ℓ 以下        | 1               |
| 2  | ウラン及びその化合物          | 0.002mg／ℓ 以下(暫定)    | 1               |
| 3  | ニッケル及びその化合物         | 0.01mg／ℓ 以下(暫定)     | 1               |
| 4  | 亜硝酸態窒素              | 0.05mg／ℓ 以下(暫定)     | 1               |
| 5  | 1, 2－ジクロロエタン        | 0.004mg／ℓ 以下        | 1               |
| 6  | トランス－1, 2－ジクロロエチレン  | 0.04mg／ℓ 以下         | 1               |
| 7  | 1, 1, 2－トリクロロエタン    | 0.006mg／ℓ 以下        | 1               |
| 8  | トルエン                | 0.2mg／ℓ 以下          | 1               |
| 9  | フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)    | 0.1mg／ℓ 以下          | 1               |
| 10 | 亜塩素酸                | 0.6mg／ℓ 以下          | 1 ＊             |
| 11 | 塩素酸                 | 0.6mg／ℓ 以下          | 1 ＊             |
| 12 | 二酸化塩素               | 0.6mg／ℓ 以下          | 1 ＊             |
| 13 | ジクロロアセトニトリル         | 0.04mg／ℓ 以下(暫定)     | 1               |
| 14 | 抱水クロラール             | 0.03mg／ℓ 以下(暫定)     | 1               |
| 15 | 農薬類                 | 検出値と目標値の比の和として、1以下  | 1               |
| 16 | 残留塩素                | 1mg／ℓ 以下            | 12              |
| 17 | カルシウム、マグネシウム等(硬度)   | 10mg／ℓ 以上100mg／ℓ 以下 | 水質基準項目<br>で 実 施 |
| 18 | マンガン及びその化合物         | 0.01mg／ℓ 以下         |                 |
| 19 | 遊離炭酸                | 20mg／ℓ 以下           |                 |
| 20 | 1, 1, 1－トリクロロエタン    | 0.3mg／ℓ 以下          |                 |
| 21 | メチル－ｔ－ブチルエーテル       | 0.02mg／ℓ 以下         | 1               |
| 22 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 3mg／ℓ 以下            | 1               |
| 23 | 臭気強度(TON)           | 3以下                 | 1               |
| 24 | 蒸発残留物               | 30mg／ℓ 以上200mg／ℓ 以下 | 水質基準項目<br>で 実 施 |
| 25 | 濁度                  | 1度以下                |                 |
| 26 | pH値                 | 7.5程度               |                 |
| 27 | 腐食性(ランゲリア指数)        | -1程度以上とし極力0に近づける    | 1               |

備考 ＊印 従来は消毒に二酸化塩素を使用する場合に注意が必要といわれてきた検査項目です。  
しかし近年、次亜塩素酸ナトリウムからも生成することが知られています。

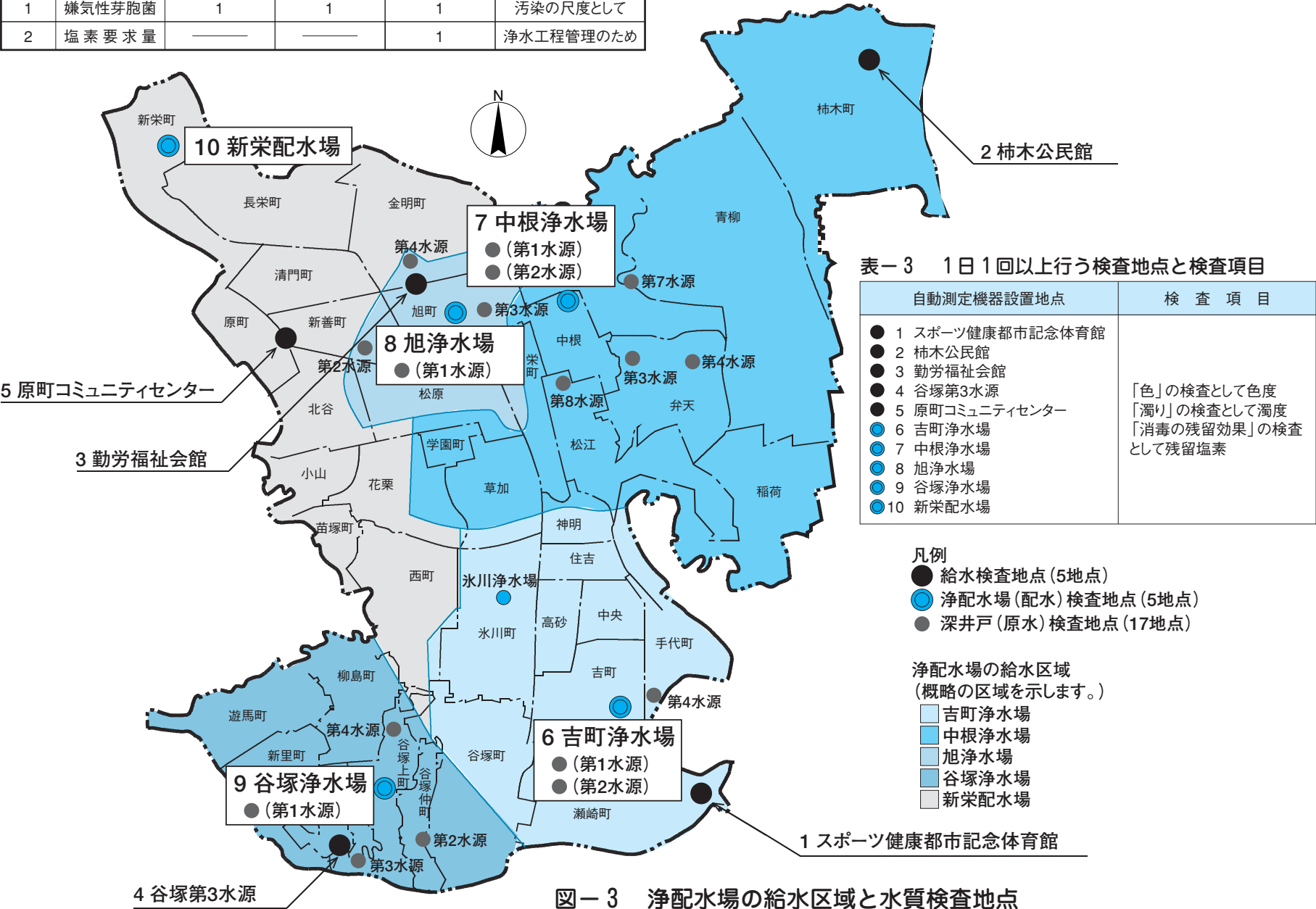
表－７ 任意に設定した検査項目と検査頻度

| 番号 | 任意検査項目    | 検査頻度(回／年)     |             |             | 設 定 理 由   |
|----|-----------|---------------|-------------|-------------|-----------|
|    |           | 給水検査地点<br>5地点 | 浄配水場<br>5地点 | 深井戸<br>17地点 |           |
| 1  | 嫌気性芽胞菌    | 1             | 1           | 1           | 汚染の尺度として  |
| 2  | 塩 素 要 求 量 | ――            | ――          | 1           | 浄水工程管理のため |

表－６ 農薬類の検査項目と検査頻度

| 番号  | 農 薬 類 検 査 項 目      | 検査頻度<br>(回／年) | 水 質 基 準      | 用 途   |
|-----|--------------------|---------------|--------------|-------|
|     |                    | 給水検査地点<br>5地点 |              |       |
| 1   | チウラム               | 1             | 0.02mg／ℓ 以下  | 殺 菌 剤 |
| 2   | シマジン(CAT)          | 1             | 0.003mg／ℓ 以下 | 除 草 剤 |
| 4   | 1, 3－ジクロロプロベン(D-D) | 1             | 0.002mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 5   | イソキサチオン            | 1             | 0.008mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 6   | ダイアジノン             | 1             | 0.005mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 7   | フェントロチオン(MEP)      | 1             | 0.003mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 9   | クロロタロニル(TPN)       | 1             | 0.05mg／ℓ 以下  | 殺 菌 剤 |
| 11  | ジクロルボス(DDVP)       | 1             | 0.008mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 12  | フェノブカルブ(BPMC)      | 1             | 0.03mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 15  | イプロベンホス(IBP)       | 1             | 0.008mg／ℓ 以下 | 殺 菌 剤 |
| 21  | アセフェート             | 1             | 0.08mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 24  | トリクロルホン(DEP)       | 1             | 0.03mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 40  | ビリブチカルブ            | 1             | 0.02mg／ℓ 以下  | 除 草 剤 |
| 45  | メコプロップ(MCPP)       | 1             | 0.005mg／ℓ 以下 | 除 草 剤 |
| 52  | メフェナセット            | 1             | 0.009mg／ℓ 以下 | 除 草 剤 |
| 53  | プレチラクロール           | 1             | 0.04mg／ℓ 以下  | 除 草 剤 |
| 60  | モリネート              | 1             | 0.005mg／ℓ 以下 | 除 草 剤 |
| 66  | ジメエート              | 1             | 0.05mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 67  | ジクワット              | 1             | 0.005mg／ℓ 以下 | 除 草 剤 |
| 70  | エトフェンブロックス         | 1             | 0.08mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 71  | フェンチオン(MPP)        | 1             | 0.001mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 72  | グリホサート             | 1             | 2.0mg／ℓ 以下   | 除 草 剤 |
| 73  | マラソン(マラチオン)        | 1             | 0.05mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 74  | メソミル               | 1             | 0.03mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 75  | ベノミル               | 1             | 0.02mg／ℓ 以下  | 殺 菌 剤 |
| 76  | ベンフラカルブ            | 1             | 0.04mg／ℓ 以下  | 殺 虫 剤 |
| 77  | シメトリン              | 1             | 0.03mg／ℓ 以下  | 除 草 剤 |
| 79  | フェントエート(PAP)       | 1             | 0.004mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 81  | エチルチオメトン           | 1             | 0.004mg／ℓ 以下 | 殺 虫 剤 |
| 100 | トリフルラリン            | 1             | 0.06mg／ℓ 以下  | 除 草 剤 |

備考 ＊農薬の番号は、平成15年10月10日付け厚生労働省健康局長通知に基づきます。



■次回の「水道だより」は平成19年5月20日発行です。